

ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。
必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- ご契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について
- 告知義務について
- 責任開始期と契約日について
- 保険金等をお支払いできない場合について 他

生命保険募集人について

三菱UFJ信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとジブラルタ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当年金保険の生命保険募集人に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕ジブラルタ生命コールセンター

 **0120-59-2269**

受付時間／平日 8:30～20:00
土曜 9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

生命保険契約者保護機構について

ジブラルタ生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820) ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>までお問い合わせください。

募集代理店(三菱UFJ信託銀行)からのご説明事項

- 通貨指定型個人年金保険(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)「ハイ・カレンシーMUTB」のお申込みの有無が、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 本商品は、預金とは異なり、元本保証はなく、また、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。
- 当社では、本商品にかかる金銭のお受け取りのための外貨普通預金口座開設のお取り扱いはいたしておりません。
- 当社では、店頭での外貨現金による保険料のお払込みはお取り扱いしておりません。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先により、当社でお申込みいただけない場合があります。

この保険商品のご契約のご検討にあたっては、必ず販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

パンフレットに記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。

募集代理店



三菱UFJ信託銀行株式会社

フリーダイヤル
または窓口まで

フリーダイヤル



0120-349-250 ご利用時間:
平日 9:00～17:00
※つながりましたら①③を押してください。(土・日・祝日等を除く)

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ジブラルタ生命コールセンター



0120-59-2269

受付時間／平日 8:30～20:00
土曜 9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>

MUT-HM01-02 Gi-A-2009-110(2010.3.2)

通貨指定型個人年金保険

ハイ・カレンシー **MUTB**

米国ドル建／ユーロ建／豪ドル建／円建

この商品はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

募集代理店



三菱UFJ信託銀行

引受保険会社



Gibraltar
ジブラルタ生命

多彩な4つの通貨による資産運用のご提案

「ハイ・カレンシーMUTB」は、「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」「円」で資産を運用する個人年金保険です。
多彩な4つの通貨で通貨分散をしながらお客さまの大切な資産を運用することができます。
また、為替リスクによる影響が心配という方には、「円建年金原資額最低保証特約*」、
「死亡時円建支払額最低保証特約」を活用すれば、将来の為替リスクの影響を回避することも可能です。
お客さま一人ひとりの資産形成をサポートするためにジブラルタ生命からのあたたかいご提案です。
*この特約を付加する場合、指定通貨は米ドル、かつ、据置期間は7年、10年のいずれかとなります。

1 多彩な4つの通貨をラインアップ

「ハイ・カレンシーMUTB」は、米ドル、ユーロ、豪ドル、円の4通貨をラインアップしています。多彩な通貨で通貨分散しながら大切な資産を運用することができます。

2 固定利率で着実に運用

契約日に適用された積立利率は、据置期間中変わらずに適用されるため、大切な資産をご指定いただいた通貨で着実にふやすことができます（積立利率は市場金利に基づき毎月2回（1日と16日）設定されます）。

3 選べる据置期間

「ハイ・カレンシーMUTB」の据置期間は、ライフプランにあわせて2年、3年、5年、6年、7年、10年*より自由にお選びいただけます。

*指定通貨が円の場合、据置期間は5年、6年、7年、10年より、また、円建年金原資額最低保証特約（指定通貨は米ドルとなります）を付加する場合、7年、10年のいずれかよりお選びいただけます。

4 為替リスクに備える機能

「円建年金原資額最低保証特約*」および「死亡時円建支払額最低保証特約」を付加する場合、円建の年金原資額および死亡保険金額は、一時払保険料相当額（円換算）が最低保証されます。年金原資および死亡保険金について為替リスクの影響を回避することができます。

*この特約を付加する場合、指定通貨は米ドル、かつ、据置期間は7年、10年のいずれかとなります。

ジブラルタ生命について



ジブラルタ・ロック

ジブラルタ海峡に位置し、長さ4.8km高さ400mにも及ぶジブラルタ・ロック。19世紀の頃から“*As safe as the Rock*”～ジブラルタ・ロックのように安心～という安心と信頼をたたえる言葉として使われています。ジブラルタ生命という社名は、この岩に由来してつけられました。ジブラルタ生命は、2001年4月にプルデンシャル・ファイナンシャル・グループの一員としてスタートし、多くのお客さまの生涯にわたるパートナーとして、「安心」と「信頼」をカタチにかえてお届けしています。



「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」「円」の4つの通貨を自由に組み合わせて資産形成を行うことができます

1 多彩な通貨(米ドル・ユーロ・豪ドル・円)による資産形成が可能です

米ドル、ユーロ、豪ドル、円より積立金を運用する通貨をご指定いただけます。一時払保険料の全額が積立金として、ご指定いただいた通貨(指定通貨*)ごとに異なる一定の積立利率で運用されます。

*保険契約締結の際、契約者が指定した通貨のことをいいます。

2 据置期間は最短2年*から、お客様のライフプランにあわせて選択することができます

*円建は最短5年からのお取扱いとなります。

通貨種類に応じて以下の据置期間よりご選択いただけます。

通貨種類	米ドル・ユーロ・豪ドル	円
据置期間	2年、3年、5年、6年、7年、10年	5年、6年、7年、10年

※円建年金原資額最低保証特約を付加する場合、指定通貨は米ドル、かつ、据置期間は7年、10年のいずれかとなります。

3 据置期間満了後、年金でのお受取りができます

据置期間満了後、「確定年金」「保証期間付終身年金」「保証金額付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」から年金種類を選択することができます。また、年金でのお受取りにかえて一括で受け取ることも可能です。

※ご契約時には「確定年金(10年)」「10年保証期間付終身年金」のいずれかよりご選択いただけます。

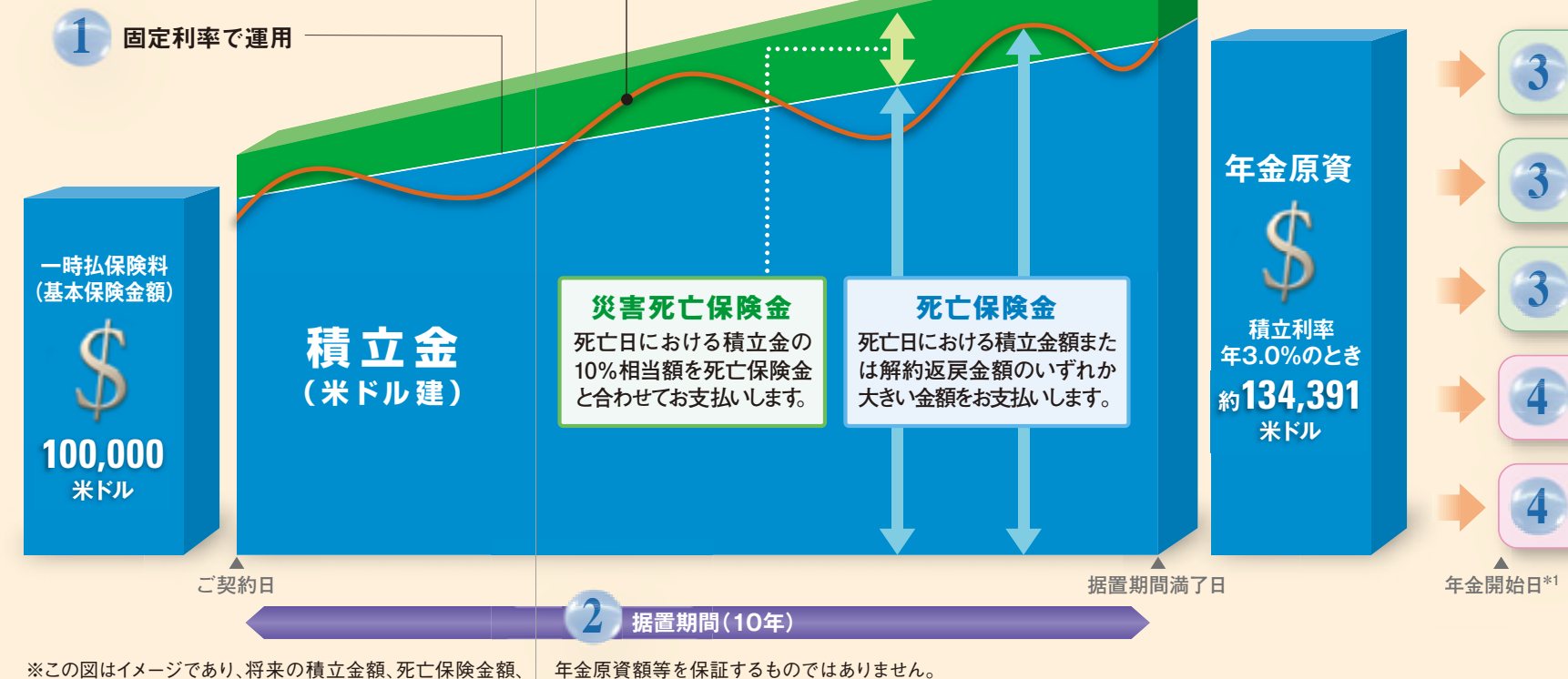
4 自在性のあるお取扱いが可能です

年金開始日を1年を限度に繰延べたり、据置期間を再設定することで据置期間を延長するなど、自在性のあるお取扱いが可能です。

据置期間を再設定する際、指定通貨以外の通貨を再指定することも可能です(くわしくは、7ページをご覧ください)。

※円建年金原資額最低保証特約を付加する場合(指定通貨は米ドル、かつ、据置期間は7年、10年のいずれかとなります)、年金開始日の繰延べおよび据置期間の再設定のお取扱いはありません。

【ご契約例】 指定通貨：米ドル
一時払保険料：100,000米ドル
積立利率：年3.0%*
据置期間：10年
*積立利率年3.0%は例示です。実際のご契約にあたってはご契約日の積立利率が適用されますのでご注意ください。



据置期間中の積立利率について

- 積立利率は所定の指標に基づき毎月2回(1日と16日) 積立利率は据置期間満了日まで変更されることは積立利率が適用されますので、15日および月末近
- 据置期間およびご指定いただいた通貨により、設定*ご契約日は、ジブラルタ生命が保険料を受領した日もしくは告知日のいずれか遅い方の日となります。
- ※積立利率は、年0.05%が最低保証されます(円建年金原資付加する場合の指定通貨は米ドルとなります)は、年0.05%

設定され、ご契約日*時点に設定されている積立利率が据置期間中、適用されます(適用されるありません)。なお、お申込みからご契約日*までの間に積立利率が変更となった場合、変更後のくにお申込みの場合は十分にご注意ください。

される積立利率は異なります。

は告知日のいずれか遅い方の日となります。

額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合(円建年金原資額最低保証特約を下回ることがあります)。

※年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金開始日の前日末における積立金額および年金開始日における年金の種類、基礎率等(予定利率*2、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されるものです。

*1 年金開始日は据置期間満了日の翌日となります。
*2 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

複数の通貨の異なる据置期間を自由に組み合わせてお申込みいただくこともできます

ご契約時に「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」「円」の4つの通貨の中から複数の通貨を指定・組み合わせてお申込みいただくことができます。また、各通貨ごとに異なる据置期間をご指定いただき年金の受取開始時期を分散させることも可能です。

この保険の申込書は1枚で複数のご契約のお申込みができる仕組みとなっておりますが、ご契約は1通貨、1据置期間で1契約となります。保険証券は、ご選択いただいた通貨・据置期間ごとに発行され、それぞれのご契約に証券番号が割り当てられます。

くわしくは5ページをご覧ください

年金原資額および死亡保険金額について為替リスクの影響を回避することができます

円建年金原資額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合、円建の年金原資額および死亡保険金額は、一時払保険料相当額(円換算)が最低保証されます。

円建年金原資額最低保証特約

年金開始日の前日末における積立金額について円建による一時払保険料相当額を円建年金原資額として最低保証いたします。

死亡時円建支払額最低保証特約

死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証いたします。

くわしくは6ページをご覧ください

当パンフレットでは「ご契約のしおり・約款」に記載しております

「積立金の一時支払」を「積立金の一括受取」と記載しております。



複数の通貨や異なる据置期間を自由に組み合わせて運用することができます

指定通貨: 米ドル・ユーロ・豪ドル・円



据置期間* 2年 3年 5年 6年 7年 10年

*指定通貨が円の場合、据置期間は5年、6年、7年、10年となります。

1 通貨分散について

- ご契約時に「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」「円」の4つの通貨を自由に組み合わせてお申込みいただくことができます。ご契約時に設定される積立利率は通貨ごとに異なりますので、異なる積立利率の外貨による通貨分散が可能です。

【異なる通貨で同時にお申込みいただいた場合のイメージ】



2 据置期間の分散について

- 2年、3年、5年、6年、7年、10年*の異なる据置期間の中から、通貨ごとに据置期間を選択することができます。将来のライフイベントにあわせて年金開始日(据置期間)を設定することができます。

*指定通貨が円の場合、据置期間は5年、6年、7年、10年となります。

【異なる通貨および異なる期間で同時にお申込みいただいた場合のイメージ】



この保険の申込書は1枚で複数のご契約のお申込みができる仕組みとなっておりますが、ご契約は1通貨・1据置期間で1契約となります。保険証券は、ご選択いただいた通貨・据置期間ごとに発行され、それぞれのご契約に証券番号が割り当てられます。



年金原資額および死亡保険金額について為替リスクの影響を回避することができます

指定通貨: 米ドル



据置期間 7年 10年

「円建年金原資額最低保証特約」および「死亡時円建支払額最低保証特約」を付加する場合について

※円建年金原資額最低保証特約を付加する場合(指定通貨は米ドルとなります)、あわせて死亡時円建支払額最低保証特約も付加します。
※死亡時円建支払額最低保証特約は、単独で付加することも可能です。この場合、指定通貨は米ドル、ユーロ、豪ドルとなります。

1 円建の年金原資額の最低保証機能について 円建年金原資額最低保証特約

- この特約を付加する場合、保険料円入金特約を付加して、米ドル建の保険料を円でお申込みいただきます。
- 円建の年金原資額は、年金開始日の為替レートにかかわらず、一時払保険料相当額(円換算)が最低保証されます。
- この特約を付加し適用した場合、年金開始日の前日末における積立金額(年金原資額)はつぎの①②のいずれか大きい金額となります。

- ① 年金開始日におけるジブラルタ生命所定の為替レート(円支払特約用為替レート)を用いて、年金開始日の前日末における積立金額を円に換算した金額
- ② 円による一時払保険料の金額

ご契約例 ●一時払保険料: 10万米ドル ●契約日の為替レート: 1米ドル100円 ●積立利率: 年1.5%* ●据置期間: 10年 ●保険料円入金特約: 付加
*積立利率年1.5%は例示です。実際のご契約にあたってはご契約日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

◎円建年金原資額最低保証特約を適用した場合の円建の年金原資額の計算例



A 年金原資の円換算額が一時払保険料相当額を上回る場合 B 年金原資の円換算額が一時払保険料相当額を下回る場合

▶▶くわしくは9ページをご覧ください

2 円建の死亡保険金額の最低保証機能について 死亡時円建支払額最低保証特約

- 円建の死亡保険金額は、死亡日の為替レートにかかわらず、一時払保険料相当額(円換算)が最低保証されます。
- 円建年金原資額最低保証特約とあわせてこの特約を付加する場合、円建の死亡保険金額は、つぎの①②のいずれか大きい金額となります。

- ① 死亡日におけるジブラルタ生命所定の為替レート(円支払特約用為替レート)を用いて、死亡保険金の支払額を円に換算した金額
- ② 円による一時払保険料の金額

ご契約例 ●一時払保険料: 10万米ドル ●契約日の為替レート: 1米ドル100円 ●積立利率: 年1.5%* ●据置期間: 10年 ●保険料円入金特約: 付加
*積立利率年1.5%は例示です。実際のご契約にあたってはご契約日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

◎死亡時円建支払額最低保証特約を適用した場合の円建の死亡保険金額の計算例
(8年目の契約応当日に被保険者が亡くなられた場合)



A 死亡保険金の円換算額が一時払保険料相当額を上回る場合 B 死亡保険金の円換算額が一時払保険料相当額を下回る場合

▶▶くわしくは9ページをご覧ください



- ・円建年金原資額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合に設定される積立利率は、円建最低保証費率が差し引かれます(円建最低保証費率は、年金原資について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率と、死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率から算出しています)。そのため、これらの特約を付加しない場合とくらべて積立利率は低くなります(積立利率は年0.05%を下回ることがあります)。
- ・円建年金原資額最低保証特約を付加する際に設定される積立利率がジブラルタ生命所定の利率を下回る場合、その下回った利率に対応する据置期間について、この特約を付加することはできません。
- ・一時払保険料相当額は、ご契約時の基本保険金額となります。減額時には、減額後の基本保険金額を最低保証することとなります。
- ・円建年金原資額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約の中途付加およびこれらの特約のみの解約はできません。

据置期間中のお取扱いについて

死亡保障について

死亡保険金

据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金受取人にお支払いします。

災害死亡保険金*

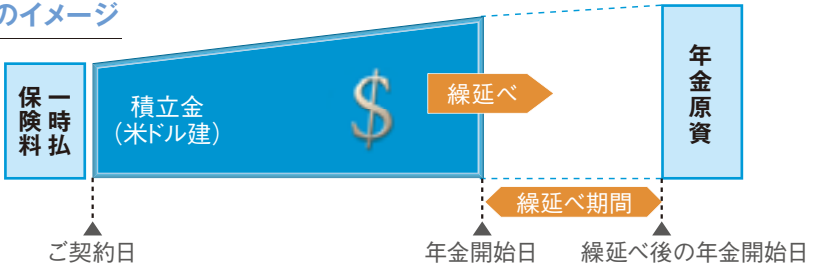
据置期間中に被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合は、死亡日における積立金の10%相当額を死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払いします。

*責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合または責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡保険金に加え、災害死亡保険金(死亡日の積立金の10%相当額)をお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金開始日の繰延べについて

「円建年金原資額最低保証特約」を付加してご契約する場合、年金開始日の繰延べのお取扱いはありません

年金開始日の繰延べのイメージ



- 年金開始日前に限り、契約者のお申し出により年金開始日の繰延べを行うことができます。繰延べ後の年金開始日は当初の年金開始日の翌日から1年を限度とします。また、繰延べ期間中であれば、年金開始日を任意の日に繰上げることができます。
 - 年金開始日の繰延べは、1回のみのお取扱いとなります。なお、**年金開始日の繰延べが行われた後は、据置期間の再設定を行うことはできません。**
 - 繰延べ期間中の積立金は、ジブラルタ生命所定の利率で運用されます。なお、繰延べ期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日の積立金額をお支払いします。
- ※繰延べ期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、災害死亡保険金のお支払いはありません。
- ※繰延べ期間中に解約(減額)のお取扱いはありません。
- ※繰延べ期間中は、死亡時円建支払額最低保証特約の適用はありません。

据置期間の再設定について

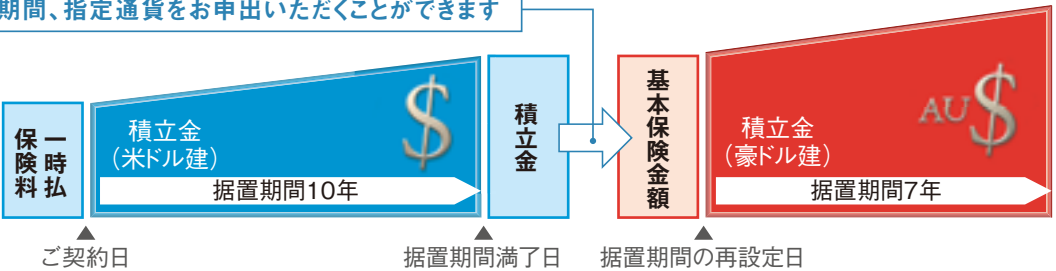
「円建年金原資額最低保証特約」を付加してご契約する場合、据置期間の再設定のお取扱いはありません

据置期間を再設定する際、指定通貨以外の通貨を再指定することもできます。

※死亡時円建支払額最低保証特約を付加したご契約で据置期間の再設定を行う際、指定通貨を変更することはできません。

据置期間の再設定のイメージ (米ドルから豪ドルに指定通貨を再指定した場合について)

新たな据置期間、指定通貨をお申出いただくことができます



- 据置期間満了時の被保険者の年齢が90歳(死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合は85歳まで)を超えない範囲内で据置期間の再設定を何度でも行うことができます。据置期間を再設定する際、再設定前の指定通貨を変更しないこと、または、再設定前の指定通貨以外の米ドル、ユーロ、豪ドル、円のいずれか一つの通貨を再指定することができます。
 - 再設定後の据置期間は外貨建の場合、2年、3年、5年、6年、7年、10年(円建の場合5年、6年、7年、10年)からお選びいただけます。
 - 指定通貨を他の通貨に再指定する場合には、ジブラルタ生命所定の為替レートを用いて再指定前の通貨の積立金額を再指定後の通貨に換算し、再設定日以後の基本保険金額とします。
 - 再設定後の据置期間は、当初設定されていた据置期間満了日の翌日から始まり、再設定された据置期間中、再設定日における積立利率が適用されます。
- ※再設定日以後の基本保険金額がジブラルタ生命所定の金額(米ドル建の場合1,000米ドル、ユーロ建の場合1,000ユーロ、豪ドル建の場合1,000豪ドル、円建の場合10万円(将来変更される可能性があります))に満たないときはお取扱いできません。この場合、一時金(年金開始日の前日の積立金額)をお支払いし保険契約は消滅いたします。
- ※再設定後の据置期間についても、解約返戻金の計算には、市場価格調整率と解約控除率が適用となります。くわしくは、10ページの「解約(減額)について」をご覧ください。
- ※年金開始日の繰延べが行われた後は、据置期間の再設定を行うことはできません。
- ※上記に記載されている各お取扱いについては、据置期間の再設定の請求日におけるジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなり将来変更される可能性があります。

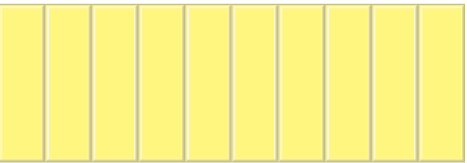
年金について

年金種類と受取方法について

- ご契約時にご選択いただける年金種類は、確定年金(10年)または10年保証期間付終身年金のいずれかとなります。
- 年金開始日の2~3か月前頃にジブラルタ生命からお客さまにご案内させていただく書面で年金開始日前日までにお申し出いただくことにより、好きな年金種類に変更していただくことができます。変更可能な年金種類は、被保険者の年齢によって異なります(くわしくは11ページをご覧ください)。

※変更後の年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額に満たないとき、年金種類の変更はお取扱いできません。

●確定年金

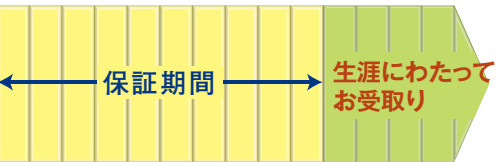


年金支払期間

年金支払期間 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年

- 年金開始日以後、年金支払期間中、同額の年金額をお受取りいただけます。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、年金支払期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払いします。なお、この死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間の残存期間中、年金として継続してお受取りいただくことができます。

●保証期間付終身年金



年金支払期間

保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金額を生涯にわたってお受取りいただけます。
- 保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、保証期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払いします。なお、この死亡一時金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間中、年金として継続してお受取りいただくことができます。

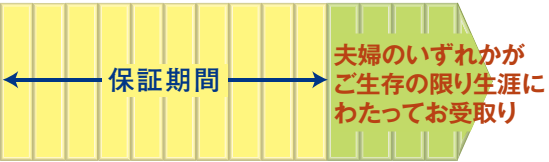
●保証金額付終身年金



年金支払期間

- 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金額を生涯にわたってお受取りいただけます。
 - 死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなられた場合、年金原資額から既払年金の総額を差引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、既払年金の総額がはじめて年金原資額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。

●保証期間付夫婦連生終身年金



年金支払期間

保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金開始日以後、被保険者または被保険者の配偶者のいずれかが生存されている場合、毎年、同額の年金額を生涯にわたってお受取りいただけます。
- 保証期間中に被保険者および配偶者のいずれもお亡くなりになった場合には、保証期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払いします。なお、この死亡一時金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間中、年金として継続してお受取りいただくことができます。

年金でのお受取りにかえて年金原資の全部または一部を一括で受け取ることも可能です

- 契約者のお申出により年金でのお受取りにかえて、年金開始日の前日末における積立金(年金原資)を一括で受け取ることができます。また、一部を一括で受け取り、のこりの部分を年金で受け取ることも可能です。
- ※一括受取後、この保険契約は消滅いたします。

年金額および年金を管理する費用について

- 年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額(1回の支払額が、米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合は、年金開始日前日の積立金額をご契約者に一時金でお受取りいただき、保険契約は消滅します。
 - 1契約についての最高年金額は米ドル建の場合30万米ドル、ユーロ建の場合30万ユーロ、豪ドル建の場合30万豪ドル、円建の場合3,000万円となり、かつ被保険者が同一であるジブラルタ生命の他の年金契約と通算され3,000万円相当額(外貨建の場合ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円に換算します)を限度とします。1契約あたりの最高年金額を超える場合、もしくは通算後の年金額が3,000万円を超える場合、年金額を最高年金額かつ3,000万円相当額とし、それをを超える部分に相当する積立金額は年金開始日に契約者に一時金でお受取りいただきます。
 - 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金開始日の前日末における積立金額および年金開始日における年金の種類、基礎率等(予定利率*、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されるものです。
- *予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- 年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2010年3月現在)を年金支払日に積立金より控除します。
- ※当該費用は将来変更される可能性があります。

各種特約について

保険料円入金特約について

- ジブラルタ生命所定の為替レート（保険料円入金特約用為替レート）を用いて外貨建の保険料を円でお申込みいただけます（円でお取扱いする場合の換算基準日についてくわしくは11ページをご覧ください）。

指定通貨：米ドル・ユーロ・豪ドル



円支払特約について

- 外貨建の年金・保険金・死亡一時金・解約返戻金または積立金をジブラルタ生命所定の為替レートで円に換算し、お受取りいただけます（円でお取扱いする場合の換算基準日についてくわしくは11ページをご覧ください）。
- ※この特約を付加して年金を円で受け取る場合、年金開始日の前日末における積立金額を、年金開始日におけるジブラルタ生命所定の為替レート（円支払特約用為替レート）で円に換算し年金額を計算します。年金の受取開始後は、受取通貨の変更はできません。
- ※この特約を付加して年金を円で受け取る場合、年金開始日の前日までにお申し出いただく必要があります。
- ※この特約を付加して年金を円で受け取る場合、年金開始日における為替相場により円に換算した年金受取総額が、保険料払込時の為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合がありますので、ご注意ください（ただし、円建年金原資額最低保証特約を付加していた場合は、一時払保険料相当額（円換算）を最低保証いたします）。

指定通貨：米ドル・ユーロ・豪ドル



死亡時円建支払額最低保証特約について

- 外貨を指定通貨とした場合の円建の死亡保険金額は、死亡日の為替レートにかかわらず、一時払保険料相当額（円換算）が最低保証されます。
 - この特約を付加する場合、円建の死亡保険金額は、つぎの①②のいずれか大きい金額となります。
- ①死亡日におけるジブラルタ生命所定の為替レート（円支払特約用為替レート）を用いて、死亡保険金の支払額を円に換算した金額

②つぎの金額（ア）一時払保険料を「円」により払い込んでいた場合 ⇒円による一時払保険料の金額
（イ）一時払保険料を「外貨」により払い込んでいた場合 ⇒保険料をジブラルタ生命が受領した日におけるジブラルタ生命所定の為替レート（円支払特約用為替レート）を用いて、一時払保険料の金額を円に換算した金額

- この特約を付加した場合でも、死亡保険金を指定通貨でお受取りいただけます。
- ※この特約を付加したご契約で据置期間の再設定を行う際、指定通貨を変更することはできません。
- ※この特約を付加するときの積立利率は、特約を付加しないときに比べて低くなります（積立利率は年0.05%を下回ることがあります）。
- ※この特約はご契約時に付加することができます。この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。
- ※死亡時円建支払額最低保証特約を付加する際に設定される積立利率がジブラルタ生命所定の利率を下回る場合、その下回った利率に対応する据置期間について、この特約を付加することはできません。

遺族年金特約について

- この保険の死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受取りいただけます。
- 年金の種類は確定年金となります。年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年からご指定いただけます。
- 被保険者がお亡くなりになった日（被保険者がお亡くなりになった後にこの特約が締結されたときは締結日）を年金基金設定日として保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
- ※年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率等）に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額が最低年金額（米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円（将来変更される可能性があります））に満たない場合、お取扱いできません。

円建年金原資額最低保証特約について

指定通貨：米ドル



- この特約は、指定通貨が米ドルの場合のみ付加することができます。
- この特約を付加する場合、据置期間は7年、10年のいずれかよりお選びいただけます。
- この特約を付加する場合、保険料円入金特約を付加して、米ドル建の保険料を円でお申込みいただけます。
- 円建の年金原資額は、年金開始日の為替レートにかかわらず、一時払保険料相当額（円換算）が最低保証されます。
- この特約を付加し適用した場合、年金開始日の前日末における積立金額（年金原資額）はつぎの①②のうちいずれか大きい金額となります。

- ①年金開始日におけるジブラルタ生命所定の為替レート（円支払特約用為替レート）を用いて、年金開始日の前日末における積立金額を円に換算した金額

②円による一時払保険料の金額

- ※この特約はご契約時に付加することができます。この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。
- ※この特約を付加した場合の主契約の年金についてはご契約時に円でお受け取ることをお申し出いただいたものとします。ただし、年金開始日の前日までに申し出いただくことで米ドルでお受取りいただくことも可能です。
- ※この特約を付加する場合、死亡時円建支払額最低保証特約もあわせて付加します。なお、円建年金原資額最低保証特約を付加してご契約する場合、年金開始日の繰延べおよび据置期間の再設定はできません。
- ※円建年金原資額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合に設定される積立利率は、円建最低保証費率が差し引かれます（円建最低保証費率は、年金原資について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率と、死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率から算出しています）。そのため、これらの特約を付加しない場合とくらべて積立利率は低くなります（積立利率は年0.05%を下回ることがあります）。
- ※円建年金原資額最低保証特約を付加する際に設定される積立利率がジブラルタ生命所定の利率を下回る場合、その下回った利率に対応する据置期間について、この特約を付加することはできません。
- ※円建年金原資額最低保証特約を付加したご契約を据置期間中に解約する場合、円建の解約返戻金について一時払保険料相当額（円換算）の最低保証はありません。

解約（減額）について



据置期間中に解約した場合は、解約控除率および、市場価格調整率がかかるため**解約返戻金が一時的に保険料を下回る可能性があります**。据置期間満了までの運用を前提としてお申込みください。

- 年金開始日前（据置期間中）であれば、いつでも保険契約を解約（減額）できます。
- 減額後の基本保険金額は、ジブラルタ生命所定の金額（米ドル建の場合1万米ドル、ユーロ建の場合1万ユーロ、豪ドル建の場合2万豪ドル、円建の場合100万円）以上である必要があります。
- 解約（減額）時には、下記の式により算出される金額が解約返戻金として支払われます。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金} &= \text{解約日（減額日）}^{*1} \text{の積立金} \times (1 - \text{①市場価格調整率}^{*2} - \text{②解約控除率}) \\ &= \text{解約日（減額日）}^{*1} \text{の積立金} - (\text{解約日（減額日）}^{*1} \text{の積立金} \times \text{①市場価格調整率}^{*2}) - (\text{解約日（減額日）}^{*1} \text{の積立金} \times \text{②解約控除率}) \end{aligned}$$

A 市場価格調整率に基づき増減する額

B 解約控除率に基づき控除される額

- *1 解約日（減額日）とは、所定の必要書類がジブラルタ生命に到着した日となります。
- *2 市場価格調整率は、円建年金原資額最低保証特約を付加する場合と付加しない場合で異なります。

- ①**市場価格調整率** 運用資産（債券など）の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年数や金利により変動します。

[円建年金原資額最低保証特約を付加しない場合]

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\%)^{*1}}{1 + \text{解約日（減額日）に計算される積立利率}(\%)^{*2} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*3}}{12}}$$

[円建年金原資額最低保証特約を付加する場合]

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\%)^{*1}}{1 + \text{解約日（減額日）に計算される積立利率}(\%)^{*4} - \text{契約日に適用された円建最低保証費率}(\%)^{*5} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*3}}{12}}$$

- *1 適用されている積立利率…解約日（減額日）に保険契約に適用されている積立利率
 - *2 解約日（減額日）に計算される積立利率…解約日（減額日）を契約日として、この保険契約の当該据置期間と同一の据置期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率
 - *3 残存月数…解約日（減額日）からその日を含めて据置期間の満了日までの月数（月数未満切り上げ）
 - *4 解約日（減額日）に計算される積立利率…解約日（減額日）を契約日として、円建年金原資額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約を付加していないこの保険契約の据置期間と同一の据置期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合にその新たな保険契約に適用される積立利率
 - *5 契約日に適用された円建最低保証費率…契約日にこの保険契約に適用された円建最低保証費率
- ※市場価格調整率の上限・下限はありません。ただし、解約返戻金がゼロを下回ることはありません。
- ※市場価格調整率についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ②**解約控除率** 解約日（減額日）の積立金から据置期間に応じて下記の解約控除率を適用します。

据置期間	契約日からの経過年数*									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2年	2.0%	1.0%								
3年	3.0%	2.0%	1.0%							
5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%					
6年	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%				
7年	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%			
10年	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

- *経過年数は、ご契約日（据置期間を再設定した場合は、再設定された据置期間の開始日）から起算して解約日（減額日）までの年数をいいます（例えば、経過年数1年未満については、契約日から翌契約応当日の前日までをいいます）。

※据置期間の再設定が行われた場合には、つぎのとりの率となります。（表中の解約控除率×0.6）

【解約返戻金の例】（円建年金原資額最低保証特約を付加しない場合）

- 設定例

●指定通貨…米ドル
●解約時の積立金額…10,000米ドル

●据置期間…10年
●経過年数…5年

●積立利率…年3.00%
●解約日に計算される積立利率…年3.50%

- ①**市場価格調整率の計算**…残存月数＝5（年）×12＝60（月）
- $$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 3.50\% + 0.30\%} \right)^{60/12} = 1 - \left(\frac{1.03}{1.038} \right)^5 = 1 - 0.962053\cdots = 0.0379 \text{（小数第5位を四捨五入）}$$
- ②**解約控除率**…据置期間は10年、経過年数は5年以上なので、解約控除率は3.5%（＝0.035）
- A 市場価格調整率に基づき増減する額

B 解約控除率に基づき控除される額
- …10,000米ドル×0.0379＝379米ドル^{*1} *1 1ドル未満が発生した場合でも端数処理は行いません。
- …10,000米ドル×0.035＝350米ドル^{*2} *2 1ドル未満が発生した場合でも端数処理は行いません。
- ③**解約返戻金**…以上の結果より、解約返戻金＝10,000米ドル－379米ドル－350米ドル＝**9,271米ドル**
- ※解約返戻金は、セント未満を四捨五入します。
- ※上記の解約返戻金の計算例は据置期間の再設定を行わない場合の例となります。



解約（減額）をご検討される際には、市場価格調整率、解約控除率に加えて、解約返戻金の円換算額（為替リスク）もご考慮ください。

※解約（減額）時の為替相場で円に換算した場合、ご契約時における為替相場で円換算した一時払保険料相当額を下回ることがありますのでご注意ください。

お取扱内容について

お申込みについて

		米ドル	ユーロ	豪ドル	円
保険料	最低	1万米ドル (取扱単位:100米ドル)	1万ユーロ (取扱単位:100ユーロ)	2万豪ドル (取扱単位:100豪ドル)	100万円 (取扱単位:1万円)
	最高	5億円*1(被保険者の年齢が満15歳未満の場合1億円*2)			
保険料払込方法		一時払のみ			
据置期間*3		2年・3年・5年・6年・7年・10年			5年・6年・7年・10年
ご契約時にご選択いただける年金種類*4		確定年金(10年)、10年保証期間付終身年金			
告知		職業告知のみ			
年金受取人*5		契約者または被保険者			
死亡保険金受取人*5		被保険者の2親等以内の親族			

*1 各契約の契約日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算されます。なお、同一被保険者ですでにご契約いただいている通貨指定型個人年金保険と通算されます。また、保険料円入金特約を付加して外貨を円でお払込みいただく場合は、同一契約者で30日以内にお申込みをした通貨指定型個人年金保険(保険料円入金特約付)と通算して、1億円を超えるお取扱いはできません。

*2 被保険者の契約年齢が満15歳未満の場合、ご契約されている他の保険契約との通算により、保険金額のお引受けを制限する場合があります。

*3 円建年金原資額最低保証特約を付加する場合、据置期間は7年または10年となります。なお、**円建年金原資額最低保証特約を付加する際(指定通貨は米ドルとなります)**に設定される積立利率がジブラルタ生命所定の利率を下回る場合、その下回った利率に対応する据置期間について、この特約を付加することはできません。

*4 年金開始日前にジブラルタ生命よりご案内する書面にてお好きな年金種類に変更することが可能です。変更可能な年金種類は被保険者の年齢により異なります。くわしくは下記の「年金開始日の被保険者年齢範囲について」をご覧ください。

*5 契約者は年金・保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て年金受取人・死亡保険金受取人を変更することができます。

契約年齢範囲について

被保険者の契約年齢の範囲は、選択される据置期間と年金種類により下記のとおり異なります。

【米ドル建・ユーロ建・豪ドル建の場合】

		据置期間				
		2年	3年	5年	6年	7年
年金種類	確定年金(10年)	10歳～80歳*				0歳～80歳*
	10年保証期間付終身年金	40歳～80歳*				30歳～80歳*

*死亡時円建支払額最低保証特約または、円建年金原資額最低保証特約(指定通貨は米ドルとなります)を付加する場合は75歳までとなります。なお、円建年金原資額最低保証特約を付加する場合、据置期間が2年、3年、5年、6年のお取扱いはありません。

【円建の場合】

		据置期間		
		5年	6年	7年
年金種類	確定年金(10年)	10歳～80歳		0歳～80歳
	10年保証期間付終身年金	40歳～80歳		30歳～80歳

年金開始日の被保険者年齢範囲について

年金開始日前に年金種類を変更することができます。変更可能な年金種類は年金開始日の被保険者の年齢により下記のとおり異なります。

確定年金	確定年金(5年)……10歳～90歳	確定年金(10年)……10歳～90歳	確定年金(15年)……10歳～90歳
	確定年金(20年)……10歳～90歳	確定年金(25年)……10歳～90歳	確定年金(30年)……10歳～90歳
	確定年金(35年)……10歳～87歳	確定年金(40年)……10歳～82歳	
保証期間付(夫婦連生)終身年金	5年保証期間付(夫婦連生)終身年金……40歳～90歳	10年保証期間付(夫婦連生)終身年金……40歳～90歳	20年保証期間付(夫婦連生)終身年金……40歳～90歳
保証金額付終身年金	40歳～90歳		

円でお取扱いする場合の換算基準日について

保険料 円入金特約	ジブラルタ生命所定の為替レートを使用することで、外貨建の保険料を円によりお払込みいただけます。 ●保険料円入金特約用の為替レート*1の換算基準日	
	対象	換算基準日
	保険料	円で支払った保険料のジブラルタ生命受領日(着金日)
	*1 このレートは、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日のTTS(対顧客電信売相場) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値)を上回ることはありません。	
円支払特約	外貨建の年金・保険金・死亡一時金・解約返戻金または積立金をジブラルタ生命所定の為替レートで円に換算し、お受取りいただけます。 ●円支払特約用の為替レート*2の換算基準日	
	対象	換算基準日
	(災害)死亡保険金	被保険者の死亡日
	解約返戻金	解約日・減額日(所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日)
	積立金の一括受取	年金開始日
	年金・死亡一時金	
	*2 このレートは、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日(その日が、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日)のTTB(対顧客電信買相場)(1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値)を下回ることはありません。	

税務取扱いについて

お払込みいただく保険料について

お払込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

解約返戻金について

年金種類	解約までの期間(5年以内)	解約までの期間(5年超)
確定年金	20%源泉分離課税(解約差益)	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

(災害)死亡保険金について

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税*
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

*相続税の課税対象となる場合、他の生命保険金等と合算して生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人の数)の対象となります。くわしくは下記「生命保険金の非課税金額について(相続税法第12条)」をご参照ください。

年金について(契約者と年金受取人が同一人の場合)

	年金開始時に一時金でお受取りの場合		年金でのお受取りの場合	年金支払期間中に一時金でお受取りの場合
	据置期間5年以内の場合*	据置期間5年超の場合*		
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付(夫婦連生)終身年金 保証金額付終身年金	所得税(一時所得)+住民税			所得税(雑所得)+住民税

*据置期間を再設定する場合は、当初のご契約日から再設定後の据置期間満了の日までの期間で判定します。

外貨を指定通貨とした場合の税務上の換算レートについて

この保険の税務上のお取扱いについては、外貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。一般的につぎの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科 目	円換算日	換算時の為替レート*1
保険料*2	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡保険金*3 災害死亡保険金*3 死亡一時金*3	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉TTB(対顧客電信買相場)
		〈所得税の対象となる場合〉TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金*3	解約日・減額日	TTM(対顧客電信仲値)
年金*3	年金支払日	

*1 源泉徴収税額の計算等、ジブラルタ生命の行う税務計算上はジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびジブラルタ生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。

*2 保険料円入金特約により円で保険料をお払込みになっている場合は、円で払い込んだ金額となります。

*3 円支払特約、死亡時円建支払額最低保証特約または円建年金原資額最低保証特約により円でお受取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。

◆一時所得について 年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。	一時所得の課税対象金額＝〔収入－必要経費(払込保険料等)〕－特別控除(50万円))×1/2
◆生命保険金の非課税金額について(相続税法第12条) ご契約者(保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人のときは、他の生命保険金等と合算して次の控除が適用されます。	生命保険金の非課税金額＝500万円×法定相続人の数

上記内容は平成22年2月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

ご注意いただきたい事項

！ 為替リスクについて

この保険は指定通貨が外貨の場合に、円で払い込まれ、または円で受け取る場合やお申込時の指定通貨とお受取時の通貨が異なる場合など、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取総額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※指定通貨が米ドルで円建年金原資額最低保証特約を付加する場合には、年金開始日の前日末における積立金額(年金原資額)について一時払保険料相当額(円換算)を最低保証いたします。また、指定通貨が外貨で死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合には、据置期間中の死亡保険金額について一時払保険料相当額(円換算)を最低保証いたします。

- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人に帰属します。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

！ 解約返戻金について

この保険は運用資産(債券など)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります(解約時の積立利率がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、据置期間中に解約する場合は、解約控除がかかるため、解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。くわしくは10ページをご覧ください。

！ ご契約にかかる費用について

◆積立利率について

お払込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約日に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合には、死亡時円建支払額最低保証費率(積立金額に対して指定通貨が米ドルの場合年率0.17%、ユーロの場合年率0.21%、豪ドルの場合年率0.35%)、円建年金原資額最低保証特約と死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合には、円建最低保証費率*を加えたものをいいます。

*円建最低保証費率は、「年金開始日の前日末における積立金」(年金原資)について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率と、死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率から算出しています。円建最低保証費率は積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

◆外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

【保険料を円で入金する場合の費用】

- ・保険料円入金特約用の為替レートには以下の為替交換手数料が含まれております。
[米ドル:0.5円/1米ドル][ユーロ:0.8円/1ユーロ][豪ドル:1.1円/1豪ドル]

※2010年3月現在。将来変更される可能性もあります。

【年金・保険金などを円でお受取りいただく場合の費用】

- ・円支払特約用の為替レートには以下の為替交換手数料が含まれております。
[米ドル:0.01円/1米ドル][ユーロ:0.02円/1ユーロ][豪ドル:0.03円/1豪ドル]

※2010年3月現在。将来変更される可能性もあります。

【年金・保険金などを外貨でお受取りいただく場合の費用】

- ・お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- ・外貨でのお支払いにかかる手数料(ジブラルタ生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお支払額より差し引くことがあります。(送金先金融機関により手数料は異なるため一律に記載することができません。お受取時にジブラルタ生命にご確認ください。)

【据置期間を再設定するときに通貨を変更される場合の費用】

- ・据置期間を再設定するときに再設定前の通貨と再設定後の通貨を変更される場合には、ジブラルタ生命所定の為替レート*を用いて再設定後の通貨により基本保険金額を変更しますので、費用が発生いたします。なお、この費用の額は、再設定時にジブラルタ生命が使用する各通貨を換算するレートの変動により変わることがあるため、一律に記載することができません。

*ジブラルタ生命所定の為替レートは、ジブラルタ生命が指標として指定する金融機関が公示する、再設定日における、次の式により得られるレートを下回ることはありません。(再設定日における再指定前の通貨のTTB(対顧客電信買相場)／再設定日における再指定後の通貨のTTS(対顧客電信売相場))

◆年金・遺族年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2010年3月現在)を年金支払日に積立金より控除します。

※当該費用は将来変更される可能性があります。

◆解約(減額)の際にご負担いただく費用

解約(減額)する積立金に対し、据置期間に応じた所定の解約控除率を乗じた金額を解約(減額)の際にご負担いただきます。解約(減額)についての詳細は、10ページをご参照ください。

お申込みに際して重要なことから

1 クーリング・オフについて

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます)は**申込日または契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内**であれば書面により指定通貨ごとにお申込の撤回またはご契約の解除(以下「お申込の撤回等」といいます)をすることができます。
- お申込の撤回等をした場合、一時払保険料を外貨でお払込みの場合はお払込みいただいた外貨で、保険料円入金特約を付加して円でお払込みの場合または指定通貨が円の場合は円で、一時払保険料と同額を返金いたします。なお、返金した外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。
- お申込の撤回等の方法としては、お申込の撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命本社宛に発信もしくは直接提出していただく方法(※)があります。この場合、書面にはお申込者等の氏名(自署)、住所、申込書番号(申込書控に印字)および指定通貨を記入し、署名または押印(申込書兼告知書と同一印)のうえお申込の撤回等をする旨を明記してください。
※お申込の撤回等の意思を記載した書面を郵便等で送付された場合は、申込日または契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の消印まで有効とします。お申込の撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命の本社窓口等に直接提出された場合は、その書面が本社窓口等で受理された日が、申込日または契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の場合まで有効とします。
- 複数の通貨を指定してお申込みいただいたご契約は、指定通貨ごとに独立した契約となります。したがって、クーリング・オフのお申出をしていただく際は、指定通貨ごとのお申出が必要となります。

2 ご契約のお引受けに際して

「ハイ・カレンシーMUTB」にご契約いただくか否かが、金融機関におけるお客さまの他のお取引きに影響を及ぼすことはありません。

3 預金等との違いについて

「ハイ・カレンシーMUTB」はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする**個人年金保険商品**です。このため**預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象にはなりません。**

4 保険料の借り入れを前提としたご契約について

当年金保険の一時払保険料に充当するための資金を銀行などからの借り入れを前提としてお申込みされるご契約はお引受けすることができません。

5 責任開始日と契約日について

ジブラルタ生命がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日(契約日)といいます。責任開始日は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日です。

6 適用される積立利率について

積立利率は、毎月1日と16日の2回設定され、ご契約時に適用される積立利率は、ご契約日(ジブラルタ生命が一時払保険料を受領した日、または告知日のいずれか遅い日)における積立利率となります。お申込みからご契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。

7 複数の通貨や異なる据置期間を同時にお申込みいただく場合について

この保険の申込書は1枚で複数のご契約のお申込みができる仕組みとなっておりますが、ご契約は1通貨、1据置期間で1契約となります。保険証券は、ご選択いただいた通貨・据置期間ごとに発行され、それぞれのご契約に証券番号が割り当てられます。

お問い合わせについて

積立利率は毎月1日と16日に設定され、ご契約日における積立利率が適用されます。



コールセンター(フリーダイヤル)

0120-59-2269

受付時間／平日8:30～20:00
土曜9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

- (ご利用いただけるサービス)
- 住所変更手続き
 - 保険証券の再発行手続き
 - 保障内容の確認等の対応 等



インターネット(ホームページ)

<http://www.gib-life.co.jp>

- (ご利用いただけるサービス)
- 契約内容のご確認
 - 保険証券再発行のご請求
 - 住所・電話番号等のご変更 等